



# 鳥取県公報

平成13年3月23日(金)  
号外第14号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	民有林に係る開発行為及び保安林の指定等に関する規則（森林保全課）..... 6
	鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則（ " ）.....21

= 公布された規則のあらまし =

民有林に係る開発行為及び保安林の指定等に関する規則

### 第1 総則

#### 1 趣旨（第1条関係）

民有林における開発行為の許可及び保安林の指定、指定の解除その他保安林に関し必要な事項について定めることとした。

### 第2 民有林に係る開発行為の許可

#### 1 林地開発行為に係る許可申請書に添付する書類（第2条関係）

林地開発許可申請書に添付する書類は、次に掲げる内容とすることとした。

(1) 位置図は、林地開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

(2) 区域図は、次に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の図面とする。

ア 林地開発行為をしようとする森林の区域及び林地開発行為に係る森林の土地の区域

イ 前号の区域を明示するのに必要な範囲内における県の境界、市町村の境界及び市町村の区域内の町、大字又は字の境界

ウ アの区域に係る土地の地番及び形状

(3) 計画書は、次に掲げるものとする。

ア 事業計画書（次の(ア)から(ケ)までに掲げる事項を記載したもの）

(ア) 林地開発行為に係る事業又は施設の名称

(イ) 林地開発行為をしようとする森林の面積

(ウ) 切土、盛土又は捨土の工法及び土量

(エ) 擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池等の設計根拠

(オ) 林地開発行為をしようとする森林の区域内で土地の形質変更を行わず現状のまま残す森林（以下「残置森林」という。）の地番及び面積、林地開発行為の計画の区域内で森林の土地の形質変更を行った部分に植栽して造成する森林（以下「造成森林」という。）の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理の方法

(カ) 一時利用の場合には、利用後の現状回復の方法

(キ) 林地開発行為の施行工程

(ク) 林地開発行為に要する資金の額及びその調達方法

(ケ) 林地開発行為に係る事業の全体計画及び期別計画の概要

イ 地形、林況、林地開発行為をしようとする森林の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面

ウ 流域の地形、土地利用の実態、河川の状況等を示す図面

エ 切土、盛土又は捨土等の行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置森林若しくは造成森林又は緑地の区域を示す図面

オ 法面の高さ、勾配、土質及び施行前の地盤面並びに法面保護の方法を示す図面

カ 擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池等の構造を示す図面

キ 建築物等の概要図

ク 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

## 2 林地開発行為の着手届（第3条関係）

開発者は、林地開発行為に着手したときは、林地開発行為着手届を知事に提出しなければならないこととした。

## 3 許可標識の掲示（第4条関係）

開発者は、林地開発行為の期間中林地開発許可標識を、当該行為を行う林地の見やすい場所に掲示しておかなければならないこととした。

## 4 林地開発行為の進ちょく状況の報告（第5条関係）

開発者は、林地開発行為の期間中当該行為に着手した日から6月ごとに林地開発行為進ちょく状況報告書を知事に提出しなければならないこととした。

## 5 林地開発行為の変更（第6条関係）

(1) 開発者は、林地開発行為の計画内容に次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ林地開発変更許可申請書を知事に提出し、許可を受けなければならないこととした。

ア 開発許可を受けた林地開発行為に係る森林面積の1ヘクタール以上の増加

イ 開発許可を受けた林地開発行為に係る森林面積の1割以上の増加

ウ 残置森林若しくは造成森林の面積を開発許可を受けた面積に対して2割以上減少させること（造成森林とする予定であったものを、残置森林に変更する場合を除く。）又は森林の配置の著しい変更

エ 林地開発行為の目的の変更

オ 切土及び盛土法面の勾配が急になる場合（岩盤の露出等による場合又は法面崩壊の防止対策等を実施することにより法面の安定が確保されると認められる場合を除く。）

カ えん堤、擁壁、洪水調整池、排水施設その他重要工作物の廃止又は設置場所及び構造の著しい変更

(2) 変更申請書には、(1)に掲げる変更に伴い変更される書類を添付しなければならないこととした。

(3) (1)に掲げる変更該当しない変更は、林地開発行為変更届を知事に提出するものとする事とした。

## 6 林地開発行為の工期の延長（第7条関係）

開発者は、開発許可に係る林地開発行為が許可期間内に完了しないときは、あらかじめ林地開発行為工期延長届を知事に提出しなければならないこととした。

## 7 林地開発行為の中止又は廃止（第8条関係）

(1) 開発者は、開発許可に係る林地開発行為を引き続き6月以上中止しようとするとき、又は開発許可を受けた林地開発行為を廃止しようとするときは、森林の機能回復、防災施設の設置等の措置を講じた後、林地開発行為中止（廃止）届を知事に提出し、確認を受けなければならないこととした。

(2) 開発者は、(1)により中止した林地開発行為を再開したときは、林地開発行為再開届を知事に提出しなければならないこととした。

## 8 住所及び氏名等の異動（第9条関係）

開発者は、住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称に異動があったときは、林地開発者住所等異動届を知事に提出しなければならないこととした。

## 9 災害発生の報告（第10条関係）

開発者は、林地開発行為の期間中に災害が発生したときは、災害の被害がまん延するのを防止するために必要な措置を講じるとともに、林地開発行為災害発生届を知事に提出しなければならないこととした。

## 10 林地開発行為の完了 (第11条関係)

開発者は、開発許可を受けた林地開発行為を完了したときは、林地開発行為完了届を知事に提出し、許可の内容に適合しているかどうかの確認を受けなければならないこととした。

## 11 開発者の地位の承継 (第12条関係)

(1) 開発者の地位を承継した者 (以下「承継人」という。) は、地位を承継した後、林地開発行為地位承継届に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならないこととした。

ア 承継の原因を証する書類

イ 開発者の地位を承継する者が法人その他の団体である場合は、省令第2条第3号に掲げる書類

ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 承継人についても、2から10までの手続きは同様とすることとした。

## 第3 民有林に係る保安林の指定等

## 1 適用範囲 (第13条関係)

2以降が適用される範囲を、森林法 (以下「法」という。) 第25条第1項第4号から第11号に掲げる目的を達成させるための保安林 (民有林に限る。) とすることとした。

## 2 保安林の種類 (第14条関係)

1の保安林は、その指定の目的により次の14種類とすることとした。

(1) 飛砂防備保安林

(2) 防風保安林

(3) 水害防備保安林

(4) 潮害防備保安林

(5) 干害防備保安林

(6) 防雪保安林

(7) 防霧保安林

(8) なだれ防止保安林

(9) 落石防止保安林

(10) 防火保安林

(11) 魚つき保安林

(12) 航行目標保安林

(13) 保健保安林

(14) 風致保安林

## 3 保安林の指定又は解除に利害関係を有する者等 (第15条関係)

保安林の指定等に直接の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とすることとした。

(1) 保安林の指定等に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者

(2) 保安林の指定等により直接に利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者

## 4 保安林の指定等の申請書に添付する書類等 (第16条関係)

保安林の指定等に直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類とすることとした。

(1) 申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合

ア 森林の土地が登記されている場合

(ア) 当該申請者が、登記簿に登記された所有権、地上権、貸借権その他の権利の登記名義人 (以下「登記名義人」という。) である場合には、登記簿の謄本

(イ) 当該申請者が、登記名義人でない場合には、登記簿の謄本及び公正証書、戸籍の謄本、売買契

- 約書の写しその他の当該申請者が当該森林の土地について登記名義人又はその承継人から所有権、地上権、貸借権その他の権利を取得していることを証する書類
- イ 森林の土地が登記されていない場合
- 固定資産課税台帳に基づく証明書その他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有し、及び育成することにつき正当な権原を有する者であることを証する書類
- (2) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合
- 当該申請により森林の保安機能を維持強化され、又は弱化されることによって、直接の利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件（以下「土地等」という。）につき権利者であることを証する登記簿の謄本又は抄本その他当該土地等に係る権原を有するものであることを証する書類
- 5(1) 森林法施行規則（以下「省令」という。）第17条第2項第1号に規定する計画書は、次に掲げるものとする事とした。（第17条第1項関係）
- ア 事業計画書
- イ 転用に係る区域及びそれに関連する区域並びにそれらの区域内に設置される施設の配置図
- ウ 縦横断面図
- エ その他実施設計に関する図面
- オ 土量計算書等に関する書類
- (2) (1)の事業計画書には、次の事項を記載しなければならないこととした。（第17条第2項関係）
- ア 転用の目的に係る事業又は施設の名称
- イ アの事業を行い、又は施設を設置する者の氏名（法人又は法人でない団体にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）
- ウ アの事業又は施設を設置（以下「事業等」という。）の用に供するために当該保安林を選定した理由
- エ 事業等を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況
- オ 事業等に要する資金の総額及びその調達方法
- カ 事業等に要する用地費、土木工事費等の経費の項目ごとの員数、単価及び金額
- キ 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び設置場所
- ク その他参考となる事項
- 6(1) 省令第17条第2項第2号に規定する計画書は、次に掲げるものとする事とした。（第18条第1項関係）
- ア 代替施設計画書
- イ 代替施設の配置図
- ウ 縦横断面図
- エ 実施設計に関する図面
- (2) (1)の代替施設計画書には、次の事項を記載しなければならないこととした。（第18条第2項関係）
- ア 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び取得の状況
- イ 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達方法
- ウ 代替施設の設置に要する用地費、土木工事費等の経費の項目ごとの員数、単価及び金額
- エ 代替施設に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び設置場所
- オ その他参考となる事項
- 7(1) 省令第17条第2項第3号に規定する行政庁の許認可等に係る申請の状況を記載した書類は、次に掲げるものとする事とした。（第19条第1項関係）

- ア 申請中の許認可等については、許認可等の種類、申請先の行政庁及び申請年月日を記載した書類
  - イ 未申請の許認可等については、許認可等の種類、申請先の行政庁及び申請予定時期を記載した書類
- (2) 省令第17条第2項第3号の許認可等があったことを証する書類は、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の証書の写しとすることとした。(第19条第2項関係)

8 意見の聴取 (第20条関係)

法第32条第2項の意見の聴取は次により行うものとする。こととした。

- (1) 意見の聴取は、知事又はその指名する者が議長として主宰する意見聴取会によって行うこと。
  - (2) 議長は、意見書提出者に異議の要旨等を陳述させるものとする。こと。ただし、その者が正当な理由がないのに異議の要旨及び理由を陳述しないと認めるときは、その者が陳述したのものとして意見聴取会の議事を運営することができる。こと。
  - (3) 意見書提出者は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。こと。
  - (4) 議長は、特に必要があると認めるときは、意見聴取会を傍聴している者に発言を許可することができる。こと。
  - (5) 発言を許可された者の発言は、その意見の聴取に係る案件の範囲を超えてはならない。こと。
  - (6) (5)の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。こと。
  - (7) 議長は、意見聴取会の秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。こと。
  - (8) 議長は、意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、署名押印しなければならない。こと。
- 9 知事は、意見聴取会を開催しようとするときは、その期日の1週間前までに、意見聴取会の開催の期日及び場所を意見書提出者に通知するとともに、これを公示するものとする。こととした。(第21条第1項関係)

- 10 9の公示は、鳥取県公報に掲載するとともに、関係市町村の掲示場及び意見聴取会を開催する場所に掲示して行うものとする。こととした。(第21条第2項関係)

11 立木の伐採等の許可申請 (第22条関係)

- (1) 法第34条第2項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。こととした。

ア 土地の利用計画、面積等を詳細に記載した書類

イ 設置する施設の位置、規模、工程等を明らかにした実施計画書

ウ 実施設計図

エ 土量計算書

オ その他必要な図書

- (2) 法第34条第2項の許可を受けようとする行為につき他法令による許認可等を必要とする場合には、(1)の申請書及び書類と併せて当該許認可等があったことを証する書類を提出しなければならない。こととした。

第4 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則

- 1 猟区の設定の認可申請書の様式を定めることとした。(新第17条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

---

## 規 則

---

民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則をここに公布する。

平成13年3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第5号

民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則

#### 目次

第1章 総則 (第1条)

第2章 民有林に係る開発行為の許可 (第2条 - 第12条)

第3章 民有林に係る保安林の指定等 (第13条 - 第21条)

第4章 雑則 (第22条)

#### 附則

第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 民有林 (森林法 (昭和26年法律第249号。以下「法」という。) 第2条第3項に規定する民有林をいう。) における法第10条の2第1項に規定する開発行為 (以下「林地開発行為」という。) の許可及び保安林の指定、指定の解除その他保安林に関し必要な事項については、法、森林法施行令 (昭和26年政令第276号。以下「政令」という。) 及び森林法施行規則 (昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 民有林に係る開発行為の許可

(林地開発行為に係る許可申請書に添付する書類)

第2条 省令第2条の位置図は、林地開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

2 省令第2条の区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の図面とする。

(1) 林地開発行為をしようとする森林の区域及び林地開発行為に係る森林の土地の区域

(2) 前号の区域を明示するのに必要な範囲内における県の境界、市町村の境界及び市町村の区域内の町、大字又は字の境界

(3) 第1号の区域に係る土地の地番及び形状

3 省令第2条第1号の計画書は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書 (次のアからケまでに掲げる事項を記載したもの)

ア 林地開発行為に係る事業又は施設の名称

イ 林地開発行為をしようとする森林の面積

ウ 切土、盛土又は捨土の工法及び土量

エ 擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池等の設計根拠

オ 林地開発行為をしようとする森林の区域内で土地の形質変更を行わず現状のまま残す森林 (以下「残置森林」という。) の地番及び面積、林地開発行為の計画の区域内で森林の土地の形質変更を行った部分に植栽して造成する森林 (以下「造成森林」という。) の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理の方法

カ 一時的利用の場合には、利用後の現状回復の方法

キ 林地開発行為の施行工程

ク 林地開発行為に要する資金の額及びその調達方法

ケ 林地開発行為に係る事業の全体計画及び期別計画の概要

(2) 地形、林況、林地開発行為をしようとする森林の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面

(3) 流域の地形、土地利用の実態、河川の状況等を示す図面

(4) 切土、盛土又は捨土等の行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置森林若しくは造成森林又は緑地の区域を示す図面

(5) 法面の高さ、勾配、土質及び施行前の地盤面並びに法面保護の方法を示す図面

(6) 擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池等の構造を示す図面

(7) 建築物等の概要図

(8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(林地開発行為の着手届)

第3条 林地開発行為について法第10条の2第1項の規定による許可（以下「開発許可」という。）を受けた者（以下「開発者」という。）は、当該許可を受けた林地開発行為に着手したときは、速やかに林地開発行為着手届（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(許可標識の掲示)

第4条 開発者は、林地開発行為の期間中、林地開発許可標識（様式第2号）を、当該行為を行う林地の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

(林地開発行為の進ちょく状況の報告)

第5条 開発者は、林地開発行為の期間中、当該行為に着手した日から6月ごとに林地開発行為進ちょく状況報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(林地開発行為の変更)

第6条 開発者は、開発許可を受けた林地開発行為の計画の内容に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ林地開発変更許可申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を知事に提出し、許可を受けなければならない。

(1) 開発許可を受けた林地開発行為に係る森林面積の1ヘクタール以上の増加

(2) 開発許可を受けた林地開発行為に係る森林面積の1割以上の増加

(3) 残置森林若しくは造成森林の面積を開発許可を受けた面積に対して2割以上減少させること（林地開発行為の計画において造成森林とする予定であったものを、残置森林に変更する場合を除く。）又は森林の配置の著しい変更

(4) 林地開発行為の目的の変更

(5) 切土及び盛土の法面の勾配が急になる場合（岩盤の露出等による場合又は法面崩壊の防止対策等を実施することにより法面の安定が確保されると認められる場合を除く。）

(6) えん堤、擁壁、洪水調整池、排水施設その他重要工作物の廃止又は設置場所及び構造の著しい変更

2 変更申請書には、省令第2条の位置図、区域図その他の書類のうち当該変更に伴い変更がされるものを添付しなければならない。

3 開発者は、第1項各号のいずれにも該当しない開発許可を受けた林地開発行為の計画の変更をしようとするときは、林地開発行為変更届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(林地開発行為の工期の延長)

第7条 開発者は、開発許可に係る林地開発行為が許可期間内に完了しないときは、あらかじめ林地開発行為工期延長届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(林地開発行為の中止又は廃止)

第8条 開発者は、開発許可に係る林地開発行為を引き続き6月以上中止しようとするとき、又は開発許可を受けた林地開発行為を廃止しようとするときは、遅滞なく森林の機能回復、防災施設の設置等の必要な措置を講じた後、林地開発行為中止（廃止）届（様式第7号）を知事に提出し、確認を受けなければならない。

2 開発者は、前項の規定により中止した林地開発行為を再開したときは、遅滞なく林地開発行為再開届（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（住所及び氏名等の異動）

第9条 開発者は、林地開発行為の期間中に住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称に異動があったときは、速やかに林地開発者住所等異動届（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（災害発生の報告）

第10条 開発者は、林地開発行為の期間中に災害が発生したときは、速やかに災害の被害がまん延するのを防止するために必要な措置を講じるとともに、林地開発行為災害発生届（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（林地開発行為の完了）

第11条 開発者は、開発許可を受けた林地開発行為を完了したときは、林地開発行為完了届（様式第11号）を知事に提出し、開発許可の内容に適合しているかどうかの確認を受けなければならない。

（開発者の地位の承継）

第12条 開発者の地位を承継した者（以下「承継人」という。）は、地位を承継した後遅滞なく、林地開発行為地位承継届（様式第12号）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- （1）承継の原因を証する書類
- （2）開発者の地位を承継する者が法人その他の団体である場合は、省令第2条第3号に掲げる書類
- （3）その他知事が必要と認める書類

2 第3条から前条までの規定は、承継人について準用する。

### 第3章 民有林に係る保安林の指定等

（適用範囲）

第13条 この章の規定は、法第25条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するための保安林（民有林に限る。以下「飛砂防備等保安林」という。）について適用する。

（保安林の種類）

第14条 飛砂防備等保安林は、その指定の目的により次の14種とする。

- （1）飛砂防備保安林
- （2）防風保安林
- （3）水害防備保安林
- （4）潮害防備保安林
- （5）干害防備保安林
- （6）防雪保安林
- （7）防霧保安林
- （8）なだれ防止保安林
- （9）落石防止保安林
- （10）防火保安林
- （11）魚つき保安林
- （12）航行目標保安林
- （13）保健保安林
- （14）風致保安林

（保安林の指定又は解除に利害関係を有する者等）

第15条 法第27条第1項に規定する保安林の指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者又は法第33条の2第2項に規定する保安林の指定施業要件の変更に直接の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1）保安林の指定若しくは解除又は指定施業要件の変更（以下「保安林の指定等」という。）に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者
- （2）保安林の指定等により直接に利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害される

おそれがある者

(保安林の指定等の申請書に添付する書類等)

第16条 省令第17条第2項に規定する申請者が当該申請に係る保安林の指定等に直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める書類

ア 森林の土地が登記されている場合 当該申請者が、登記簿に登記された所有権、地上権、貸借権その他の権利の登記名義人(以下「登記名義人」という。)である場合にあっては登記簿の謄本、登記名義人ではない場合にあっては、登記簿の謄本及び公正証書、戸籍の謄本、売買契約書の写しその他の当該申請者が当該森林の土地について登記名義人又はその承継人から所有権、地上権、貸借権その他の権利を取得していることを証する書類

イ 森林の土地が登記されていない場合 固定資産課税台帳に基づく証明書その他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有し、及び育成することにつき正当な権原を有するものであることを証する書類

(2) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の場合 当該申請により森林の保安機能が維持強化され、又は弱化されることによって、直接の利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件(以下「土地等」という。)につき権利者であることを証する登記簿の謄本又は抄本その他当該土地等に係る権原を有するものであることを証する書類

第17条 省令第17条第2項第1号の計画書は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 転用に係る区域及びそれに関連する区域並びにそれらの区域内に設置される施設の配置図
- (3) 縦横断面図
- (4) その他実施設計に関する図面
- (5) 土量計算書等に関する書類

2 前項第1号の事業計画書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 転用の目的に係る事業又は施設の名称
- (2) 当該事業を行い、又は施設を設置する者の氏名(法人又は法人格を有しない団体にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地、法人格を有しない団体にあつては代表者の住所)
- (3) 当該事業又は施設の設置(以下「事業等」という。)の用に供するために当該保安林を選定した理由
- (4) 事業等を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況
- (5) 事業等に要する資金の総額及びその調達方法
- (6) 事業等に要する用地費、土木工事費等の経費の項目ごとの員数、単価及び金額
- (7) 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び設置場所
- (8) その他参考となる事項

第18条 省令第17条第2項第2号の計画書は、次に掲げるものとする。

- (1) 代替施設計画書
- (2) 代替施設の配置図
- (3) 縦横断面図
- (4) 実施設計に関する図面

2 前項第1号の代替施設計画書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び取得状況
- (2) 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達方法
- (3) 代替施設の設置に要する用地費、土木工事費等の経費の項目ごとの員数、単価及び金額
- (4) 代替施設に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類

類、規模、構造及び設置場所

(5) その他参考となる事項

第19条 省令第17条第2項第3号の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下この条において「許認可等」という。）に係る申請の状況を記載した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 許認可等に係る申請が行われている場合 許認可等の種類、申請先の行政庁及び申請年月日を記載した書類

(2) 許認可等に係る申請が行われていない場合 許認可等の種類、申請先の行政庁及び申請予定時期を記載した書類

2 省令第17条第2項第3号の許認可等があったことを証する書類は、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の証書の写しとする。

(意見の聴取)

第20条 法第32条第2項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の意見の聴取は知事又はその指名する者が議長として主宰する意見聴取会によって行う。

2 議長は、意見聴取会において、出席した法第32条第1項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定により意見書を提出した者（以下「意見書提出者」という。）に異議の要旨及び理由を陳述させるものとする。ただし、その者が正当な理由がないのに異議の要旨及び理由を陳述しないと認めるときは、その者が陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。

3 意見書提出者は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、意見聴取会を傍聴している者に発言を許可することができる。

5 前2項の規定により発言を許可された者の発言は、その意見の聴取に係る案件の範囲を超えてはならない。

6 第3項又は第4項の規定により発言を許可された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏な言動があったときは、議長は、その陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

7 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をした者を退場させることができる。

8 議長は、意見聴取会終了後遅滞なく意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第21条 知事は、意見聴取会を開催しようとするときは、その期日の1週間前までに、意見聴取会の開催の期日及び場所を意見書提出者に通知するとともに、これを公示するものとする。

2 前項の公示は、鳥取県公報に掲載するとともに、関係市町村の掲示場及び意見聴取会を開催する場所に掲示して行うものとする。

(立竹の伐採等の許可申請)

第22条 法第34条第2項の許可を受けようとする者は、申請書及び次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 土地の利用計画、面積等を詳細に記載した書類

(2) 設置する施設の位置、規模、構造、工程等を明らかにした実施計画書

(3) 実施設計図

(4) 土量計算書

(5) その他必要な書類

2 法第34条第2項の許可を受けようとする行為につき他法令による許認可等を必要とする場合には、前項の申請書及び書類と併せて当該許認可等があったことを証する書類（第19条第2項の規定により提出のあったものを除く。）を提出しなければならない。

第4章 雑則

(書類の経由及び提出部数)

第23条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る森林を管轄する地方農林振興局長（当該森林が2以上の地方農林振興局の管轄区域にまたがる場合は、当該森林の主たる部分を管轄する地方農林振興局長）を経由しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出部数は、2部とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

林地開発行為着手届

職 氏 名 様

年 月 日付鳥取県指令 第 号により許可を受けた林地開発行為に着手したので、民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則第4条の規定により下記のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

(法人にあっては、所在地)

氏名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

林地開発行為に係る森林の所在場所		
林地開発行為の目的		
工事着手年月日		
工事施工者	住 所	
	氏 名	
現場管理者	住 所	
	氏 名	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 工事施工者又は現場管理者の欄は、申請者と異なる場合に記載すること。

添付書類 現場に掲示した許可標識 (様式第2号) の写真 (記載した事項及び掲示した位置が把握できるもの)

## 様式第2号 (第5条関係)

林 地 開 発 許 可 標 識			
許 可 年 月 日	年 月 日		
許 可 番 号	鳥取県指令 第 号		
許可を受けた者の住所（法人にあっては、所在地）及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	電話		
林地開発行為の目的			
林地開発行為に係る森林の所在場所	(市郡)	(町村)	(大字) 地内
許 可 面 積	全 体 区 域	林 地 区 域	林地開発区域
	ha	ha	ha
許 可 工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
工事施工者	住所、氏名 及び電話番号	電話	
現場管理者	住所、氏名 及び電話番号	電話	

(注) 1 縦100センチメートル、横80センチメートル程度の大きさを作成するものとする。

2 許可面積欄には、許可書に記載された次の面積を記入すること。

- (1) 全体区域は、開発事業区域面積
- (2) 林地区域は、林地開発行為をしようとする森林面積
- (3) 林地開発区域は、林地開発行為に係る森林面積

様式第3号 (第6条関係)

## 林地開発行為進ちょく状況報告書

職 氏 名 様

年 月 日付鳥取県指令 第 号により許可を受けた林地開発行為の工事の進ちょく状況について、民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則第6条の規定により下記のとおり報告します。

年 月 日

住所

(法人にあつては、所在地)

氏名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

林地開発行為に係る森林の 所在場所	
林地開発行為の目的	
工事進ちょく状況	年 月 日現在 進ちょく率 %

## 記

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 現場状況写真及び工事工程表 (実施済みの工程及び今後の予定の工程を明示したもの)

様式第4号 (第7条関係)

## 林地開発変更許可申請書

職 氏 名 様

年 月 日付鳥取県指令 第 号により許可を受けた林地開発行為の計画内容を変更したいので、民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則第7条第1項の規定により下記のとおり申請します。

年 月 日

住所

(法人にあつては、所在地)

氏名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

## 記

林地開発行為に係る 森林の所在場所	
林地開発行為に係る 森林の土地の面積	変 更 前                      ha 変 更 後                      ha
林地開発行為の目的	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 森林法施行規則第2条に規定する申請書に準じて作成すること。

添付書類 変更部分の内容を明示した関係図書

様式第5号(第7条関係)

林地開発行為変更届

職 氏 名 様

年 月 日付鳥取県指令 第 号により許可を受けた林地開発行為の計画内容を変更したい  
ので、民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則第7条第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

住所

(法人にあっては、所在地)

氏名

Ⓜ

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

## 記

林地開発行為に係る 森林の所在場所	
林地開発行為の目的	
変更の内容	
変更の理由	
備 考	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 変更の内容を明示した関係図書

様式第6号(第8条関係)

## 林地開発行為工期延長届

職 氏 名 様

年 月 日付鳥取県指令 第 号により許可を受けた林地開発行為の工期を延長したいので、  
民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

(法人にあっては、所在地)

氏名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

## 記

林地開発行為に係る 森林の所在場所	
林地開発行為の目的	
工事進ちょく状況	年 月 日現在 進ちょく率 %
延長の理由	
備 考	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 現場状況写真及び工事工程表（実施済みの工程及び今後の予定の工程を明示したもの）

様式第7号（第9条関係）

林地開発行為中止（廃止）届

職 氏 名 様

年 月 日付鳥取県指令 第 号により許可を受けた林地開発行為を中止（廃止）したいので、民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則第9条の規定により下記のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

（法人にあっては、所在地）

氏名

①

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

## 記

林地開発行為に係る 森林の所在場所	
林地開発行為の目的	
中止（廃止）年月日	
工事進ちょく状況	年 月 日現在 進ちょく率 %
中止（廃止）の理由	
今後の措置計画	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第8号（第9条関係）

## 林地開発行為再開届

職 氏 名 様

年 月 日付鳥取県指令 第 号により許可を受け、中止していた林地開発行為を再開したので、民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則第9条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

（法人にあっては、所在地）

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

## 記

林地開発行為に係る 森林の所在場所		
林地開発行為の目的		
工事再開年月日		
工事施工者	住 所	
	氏 名	
現場管理者	住 所	
	氏 名	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 工事施工者又は現場管理者の欄は、申請者と異なる場合に記載すること。

様式第9号(第10条関係)

林地開発行為者住所等異動届

職 氏 名 様

年 月 日付鳥取県指令 第 号により許可を受けた林地開発行為について住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称に異動が生じたので、民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則第10条の規定により下記のとおり届け出ます。

年 月 日

(新) 住所

(法人にあっては、所在地)

(新) 氏名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

## 記

林地開発行為に係る 森林の所在場所	
林地開発行為の目的	
変 更 前	
変 更 後	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号（第11条関係）

## 林地開発行為災害発生届

職 氏 名 様

年 月 日付鳥取県指令 第 号により許可を受けた林地開発行為について災害が発生したので、民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則第11条の規定により下記のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

（法人にあっては、所在地）

氏名

㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

## 記

林地開発行為に係る 森林の所在場所	
林地開発行為の目的	
災 害 発 生 年 月 日	
災 害 の 内 容	
応 急 措 置	
今 後 の 措 置 計 画	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
添付書類 被災した現場の写真

様式第11号 (第12条関係)

林地開発行為完了届

職 氏 名 様

年 月 日付鳥取県指令 第 号により許可を受けた林地開発行為を完了したので、民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則第12条の規定により下記のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

(法人にあっては、所在地)

氏名

㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

林地開発行為に係る 森林の所在場所	
林地開発行為の目的	
工事完了年月日	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
添付書類 完成写真及び出来形平面図

様式第12号 (第13条関係)

林地開発行為地位承継届

職 氏 名 様

年 月 日付鳥取県指令 第 号により許可を受けた林地開発行為について地位を承継したので、民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則第13条の規定により下記のとおり届け出ます。

年 月 日

承継人住所

(法人にあっては、所在地)

氏名

㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

林地開発行為に係る 森林の所在場所	
林地開発行為の目的	
承 継 年 月 日	
承 継 の 理 由	
被承継人の住所又は所在地 並びに氏名又は名称及び代 表者の氏名	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第6号**

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和54年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
(狩猟免許等の再交付の申請) 第16条 略	(狩猟免許等の再交付の申請) 第16条 略
(猟区の設定) 第17条 法第14条第1項の規定による認可を受けよう とする者は、様式第14号による申請書を知事に提出 しなければならない。	
(書類の経由) 第18条 略	(書類の経由) 第17条 略

第2条 鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第13号の次に次の1様式を加える。

様式第14号 (第17条関係)

(表面)

	年 月 日									
職 氏 名 様										
	申請者 住 所									
	氏 名									
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)									
猟区設定認可申請書										
<p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第14条第1項の規定により、 猟区の設定の認可を受けたいので、鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則第17条の規定により、下記のとおり申請します。</p>										
記										
1 猟区予定区域内の 地目別面積	山 林	原 野	耕 地	水 面	そ の 他	合 計				
	国有林 公有林 私有林									
	ha ha ha ha ha ha ha ha									
2 猟区予定区域内の 鳥獣生息状況										
3 猟区の維持管理の 事務委託内容										
4 狩猟鳥獣の保護繁殖 施設の設置計画	給水施設		給餌施設		営巣、避難及び採餌に必要な森林及び草原					
	年 度									
	年 度									
5 狩猟鳥獣の人工増 殖計画	対 象 種		増殖施設の 規模		繁殖親の数		育成子の計 画数			
	年 度		m <sup>2</sup>		羽		羽			
	年 度		m <sup>2</sup>		羽		羽			
6 狩猟鳥獣の放鳥獣 計画	放鳥獣 対象種		放鳥獣数		放鳥獣の 方法		放鳥獣の 場所		放鳥獣の入手 相手方の名称	
	年 度		羽							
	年 度		羽							

(裏面)

7 1狩猟期間 (年度 (当初年度)) の月別入猟者・ 捕獲鳥獣の見込数		入 猟 見 込 数			捕 獲 見 込 数			
	月	甲 種	乙 種	丙 種	キ ジ	ヤマドリ	コジュケイ	
	11	人	人	人	羽	羽	羽	
	12							
	計							
8 猟区運営に従事する者	区 分	氏 名	年 齢	狩猟経 験年数	狩猟鳥獣増 殖従事年数	猟区運営に必要な 能力に関する事項		
	猟区管理者							
	主 任							
	巡 視 員							
	事 務 員							
9 猟区運営に必要な 資金計画								

注 1 次の書類を添付すること。

- (1) 猟区管理規程
- (2) 猟区の区域及び位置を示す図面
- (3) 猟区の区域内の土地の上に登記した権利を有する者の同意書
- (4) 猟区設定に関する予算書

2 国及び地方公共団体は、8及び9の記入は不要である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

